

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

1 目的

ひとり親家庭の親が、看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため、養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活負担を軽減するために、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等を支給します。

(訓練促進給付金等の支給は1回限りです)

2 対象者

市内在住の母子親家庭の母及び父子家庭の父(注1)で、次の要件を全て満たす方

- (1) 児童扶養手当の支給を受けているか、受けていない場合には同等の所得であること(年金受給等の場合)。
- (2) 養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること。
- (4) 就職に向けて意欲的であること。

(注1) 母子家庭の母及び父子家庭の父とは、離婚や死別等で現在婚姻(法律上の婚姻だけでなく事実上の婚姻関係も含みます)されていない方であって、20歳未満の子どもを扶養している方です。なお、配偶者が障がいの状態等で、該当する場合がありますので、お問い合わせください。

3 訓練促進給付金の支給対象となる資格

- | | | | |
|-----------|------------|-----------|---------|
| (1) 看護師 | (2) 准看護師 | (3) 介護福祉士 | (4) 保育士 |
| (5) 理学療法士 | (6) 作業療法士 | (7) 歯科衛生士 | (8) 美容師 |
| (9) 社会福祉士 | (10) 製菓衛生師 | (11) 調理師 | |
- (12) その他就職を容易にするために必要な資格として市長が適当と認める資格

4 訓練促進給付金等の額

(訓練促進給付金の額)

養成機関において修業する期間のうち、3年間を上限として支給します。

市町村民税非課税世帯 月額 100,000円

課税世帯 月額 70,500円

(修了支援給付金)

* 修了支援給付金として市町村民税非課税世帯50,000円、課税世帯25,000円を修業課程終了後、支給します。

(修了支援給付金の支給時にはアンケートに回答していただきます。)

5 手続きについて

※申請には事前相談【相談票を元に面談します】が必要です。

養成機関において修業を開始した日以後に申請可能です。

訓練促進給付金は、申請日の属する月分から支給開始します。申請が遅れた場合、その期間は支給されないこととなりますので、ご注意ください。

(必要なもの)

- 児童扶養手当証書 (または戸籍謄本・世帯全員の住民票)
- 前年中の所得証明書 (申請が1～7月の場合は前々年中の内容のもの)
- 養成機関に在籍することを証する書類
- 印鑑 (スタンプ印以外)
- 個人番号カードまたは通知カード及び身元確認書類
- *その他の書類が必要となる場合があります。

6 月々の手続

毎月10日までに、養成機関の出席状況を証明する書類及び訓練促進給付金の請求書を提出していただきます。

7 進級時の手続 (事前に予約してください。)

進級年度での申請が必要となります。4月中に以下のものを揃えて、来所ください。学習状況や近況について面談させていただきます。

(必要なもの)

- 児童扶養手当証書 (または戸籍謄本・世帯全員の住民票)
- 養成機関に在籍することを証する書類 (進級が確認できるもの)
- 養成機関における単位の取得状況を証する書類 (成績証明書など)
- 印鑑 (スタンプ印以外)
- 個人番号カードまたは通知カード及び身元確認書類
- 受給者状況票 (吹田市より事前に送付します)
- *その他の書類が必要となる場合があります。

*訓練促進給付金を支給中に、住所・連絡先等の変更がある場合は必ず連絡をしてください。

その他、詳しい点については、下記にお問い合わせください。

〒564-8550 (住所不要)

大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 児童部 子育て給付課

06-6384-1231 (内線2476)

06-6384-1471 (直通)